

議第五十二号

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例について

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例

岐阜県建築基準条例（平成八年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第八十六条の四第一項」を「第八十六条の四」に改める。

第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（適用の除外）」を付する。

第二十九条の三の見出しを削り、同条中「に規定する仮設興行場等」を「若しくは第六項又は法第八十七条の三第五項若しくは第六項の規定による許可を受けた建築物」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

提 案 説 明

建築基準法の一部改正に鑑み、既存の建築物の用途を変更して一時的に他の用途に使用する場合における制限を緩和するため、この条例を定めようとする。